

就学援助制度について

養老町では、経済的な理由で小学校及び中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費、給食費などの一部を就学援助費として支給しています。

援助の対象となるのは、生活保護に準ずる程度に困窮している方や、市町村民税の非課税世帯の方、児童扶養手当受給者の方などです。

援助を受けるには、申請を行い、「準要保護者」として認定される必要があります。

1. 申請要件

以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・養老町在住の方
- ・就学援助の要件に該当する方（児童扶養手当受給世帯、市町村民税非課税世帯など）

2. 申請時に必要な書類

申請書等は教育委員会(教育総務課)で配付します。

- ・就学援助認定申請書
- ・所得証明書(就学援助用) ※最新年度のもの
養老町役場税務課で、生計同一の方全員の記載のある所得証明書を取得してください。
同一世帯以外の方が窓口へお越しの場合、「証明書交付申請書」裏面の委任状が必要です。
転入の方は、1月1日時点で住んでいた市町村で、世帯全員記載の「所得課税証明書」を取得してください。
- ・児童扶養手当証書等の写し(申請書裏面4~11に該当する方のみ)
- ・新型コロナウイルスの影響による収入減の場合は、給与支給明細書の写し等、別途提出が必要な書類があります。詳細については、教育総務課までお尋ねください。

3. 手続方法

- ① 「就学援助認定申請書」に記入する。 ※要押印
- ② 「所得証明書」、「児童扶養手当証書等の写し(該当者のみ)」等、必要書類を用意する。
- ③ すべての書類を整え、居住地区の民生委員に所見欄を記入してもらう。
- ④ 申請書類一式を学校へ提出する。 ※学校長に所見欄の記入依頼
(小学校と中学校のお子さんがある場合は、中学校→小学校の順に所見欄の記入依頼)
- ⑤ 学校を通じて教育委員会(教育総務課)に提出される。

4. 認定

教育委員会にて審査(1回/月)を行い、認定の可否について通知します。

5. 支給

年5回の予定（5月、7月、10月、12月、2月）

ただし、一旦学校の口座に振り込む手続を行った後に各保護者様に支給されますので、保護者様への振込が遅れる可能性があります。

6. 就学援助費一覧

<令和4年度の支給予定額>

種 類	小 学 校		中 学 校	
	対 象	支給額(年額)	対 象	支給額(年額)
① 新入学児童 生徒学用品費	第1学年	54,060円	第1学年	60,000円
② 学用品費	全学年	11,630円	全学年	22,730円
③ 通学用品費	第2～6学年	2,270円	第2・3学年	2,270円
④ 宿泊を伴わない 校外活動費	全学年	上限1,600円	—	—
⑤ 宿泊を伴う 校外活動費	第5学年	上限3,690円	第1・2学年	上限6,210円
⑥ 修学旅行費	第6学年	実費 (学校徴収金)	第3学年	実費 (学校徴収金)
⑦ 学校給食費	全学年	49,500円	全学年	58,300円

7. 留意事項

- ・ 認定を受けた日の属する月から当該年度末までが援助期間となります。(入学前支給を除きます。)
- ・ 継続して認定を受けるには、年度ごとに更新手続が必要です。
- ・ 上のお子さんが認定を受けていても、下のお子さんが小学校に新入学をする場合は、別途 新規申請が必要です。
- ・ 新1年生で新規申請をする場合は、4月初め頃までに学校へ提出願います。4月中の認定に間に合わない場合、「新入学児童生徒学用品費」は受給できません。
- ・ 入学前に「新入学児童生徒学用品費」を受給された場合、入学年度の就学援助は認定済みとなるため、改めて申請をしていただく必要はありません。

申請書類の受取や、書類の記載方法など、ご不明な点は下記までお尋ねください。
養老町教育委員会 教育総務課（養老町役場3階） Tel 32-5085（直通）